

岐阜県公安委員会告示第二号

岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく風俗営業に係る騒音の規制区域を次のように定め、平成二十八年六月二十二日から施行する。

岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく風俗営業等の騒音に係る区域の指定に関する告示（昭和六十年岐阜県公安委員会告示第三号）は、廃止する。

平成二十八年六月十七日

岐阜県公安委員会

委員長 石 井 成 一

岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年岐阜県条例第三十三号）第七条第一項の表備考第二号の公安委員会が指定する区域は、次の表の上欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる地域とする。

区域の区分	指 定 地 域
第一種区域	騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により知事又は市長が第一種区域として指定する地域
第二種区域	法第三条第一項の規定により知事又は市長が第二種区域として指定する地域
第三種区域	法第三条第一項の規定により知事又は市長が第三種区域として指定する地域
第四種区域	法第三条第一項の規定により知事又は市長が第四種区域として指定する地域